（三十）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 （三十一）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。） （三十二）　漁港施設災害復旧事業費補助 （三十三）　漁場等復旧支援対策費補助金 （三十四）　水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三十五）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。） （三十六）　水産試験研究拠点整備費補助金 （三十七）　治山施設災害復旧事業費補助 （三十八）　農業・食品産業強化対策推進交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （三十九）　農業・食品産業強化対策整備交付金（放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。） （四十）　農業用施設災害復旧事業費補助 （四十一）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。） （四十二）　農山漁村地域整備交付金（市町村が実施する防潮堤整備事業に係るものに限る。） （四十三）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（この省令の施行の際現に除染と一体的に農地整備事業を実施している地区に係るものに限る。） （四十四）　農地災害復旧事業費補助 （四十五）　農地・水保全管理支払交付金 （四十六）　林道施設災害復旧事業費補助 （四十七）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 （四十八）　国内立地推進事業費補助 （四十九）　河川等災害関連事業費補助 （五十）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。） （五十一）　観光関連復興支援事業費補助金 （五十二）　港湾施設災害関連事業費補助 （五十三）　社会資本整備総合交付金（効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路無料措置に係るものに限る。）	四 （一）　港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金 （二）　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による負担金 （三）　道路法第五十条第一項の規定による負担金 （四）　道路法第五十六条の規定による補助金 （五）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金（交通安全施設等整備事業に係るものに限る。） （六）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（同法第七十七条第二項第四号に規定する事業に係るもの（公営企業に係る事業に係るものを除く。）に限る。） （七）　水産基盤整備事業費補助 （八）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金 （九）　水産資源環境整備事業費補助 （十）　水産物供給基盤整備事業費補助 （十一）　農業・食品産業強化対策推進交付金（三の項（三十八）に掲げるものを除く。） （十二）　農業・食品産業強化対策整備交付金（三の項（三十九）に掲げるものを除く。） （十三）　農山漁村地域整備交付金（三の項（四十二）に掲げるものを除く。） （十四）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助（三の項（四十三）に掲げるものを除く。） （十五）　社会資本整備総合交付金（三の項（五十三）に掲げるものを除く。） （十六）　循環型社会形成推進交付金（三の項（五十八）に掲げるものを除く。）
（五十四）　住宅施設災害復旧事業費補助 （五十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （五十六）　都市災害復旧事業費補助 （五十七）　東北観光復興対策交付金 （五十八）　循環型社会形成推進交付金（いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係るものに限る。） （五十九）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。）	

○**法務省令第二十三号**

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

法務大臣　山下　貴司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格外活動の許可） **第十九条**　［略］ ［2～4　略］ 5　法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。 一　［略］	（資格外活動の許可） **第十九条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。 一　［同上］